

結婚制度と家族形成に対する有識者の意見

～国会議員と不妊治療施設長～

日比野由利

はじめに

本邦の結婚制度と家族形成に対する有識者の意見を聞くことを目的に、国会議員(衆議院・参議院)、及び不妊治療の施設長に対するアンケート調査を行ったのでその結果を報告する。

方法

2023年1月から2月にかけて、衆議院、及び参議院の国会議員(703名)、及び全国の不妊治療施設(610施設)の施設長を対象に、10項目のウェブアンケート調査を実施した(表1参照)。

それぞれの質問に対し、「そう思う(賛成)」「ややそう思う」「どちらとも言えない(中立)」「あまりそう思わない」「そう思わない(反対)」の5段階で答えてもらった。また、そ

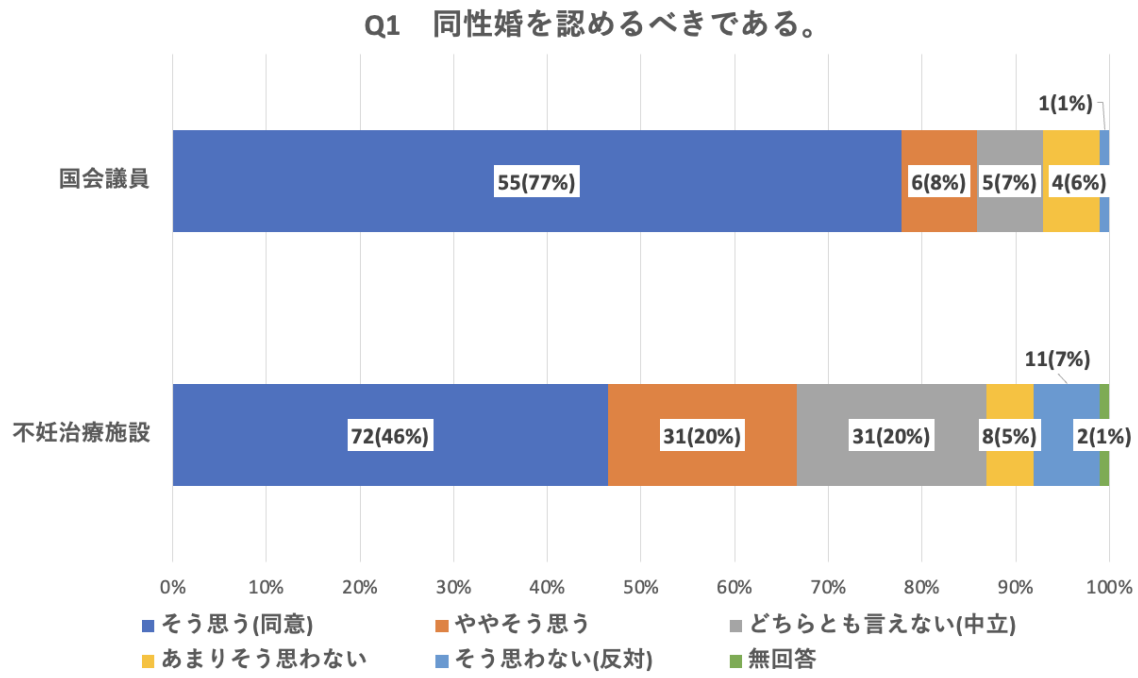
それぞれの回答に対し、個別意見を記入してもらう欄を設けた。Q10では、国会議員における所属政党や不妊治療施設における回答者の職種(医師、培養士、助産師など)を回答してもらった。

表1.
Q1.同性婚を認めるべきである
Q2.選択的夫婦別姓を認めるべきである
Q3.不妊治療をシングル女性にも認めるべきである
Q4.女性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ
Q5.男性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ
Q6.トランスジェンダーの人が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ
Q8.出自を知る権利を認めるために、関係者の個人情報を公的機関が保管し、将来の開示に備えるべきである
Q9.父親と母親がいる家庭で育てられることが、子供にとって望ましい

議員

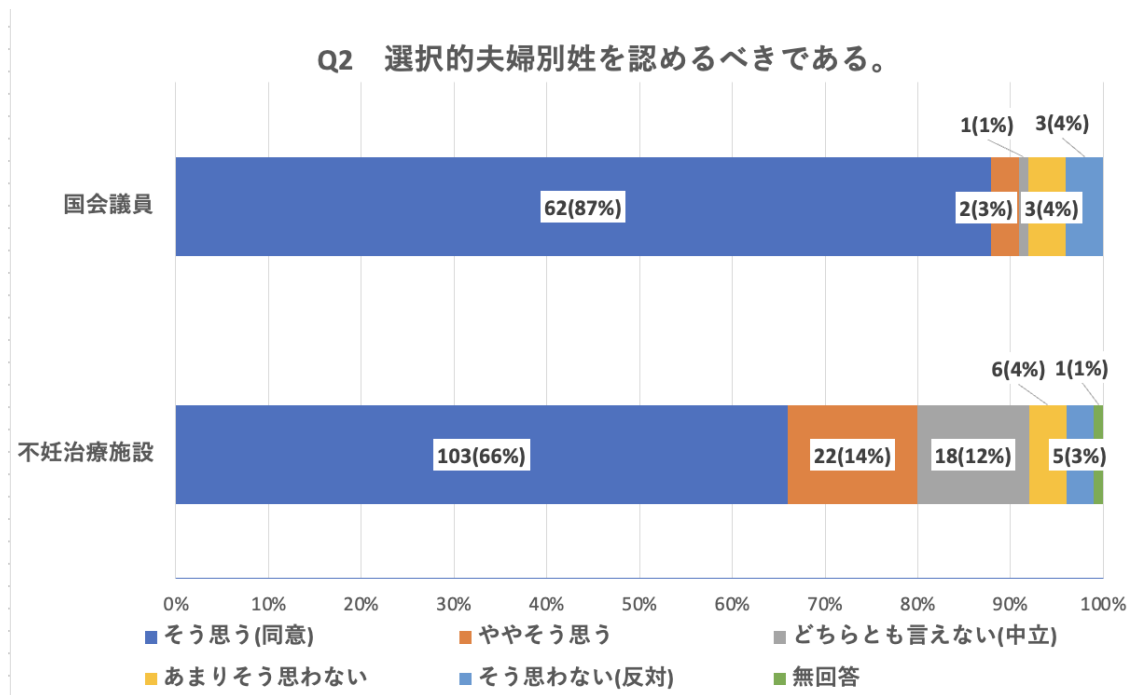
	議席数	回収数	回収率
自由民主党	370	12	3%
立憲民主党	142	19	13%
公明党	60	7	12%
日本共産党	23	6	26%
日本維新の会	55	7	13%
国民民主党	25	3	12%
れいわ新選組	5	5	100%
無所属	12	5	42%
その他	11	2	18%
答えない		3	
無回答		2	
計	703	71	10%

Q1. 同性婚を認めるべきである



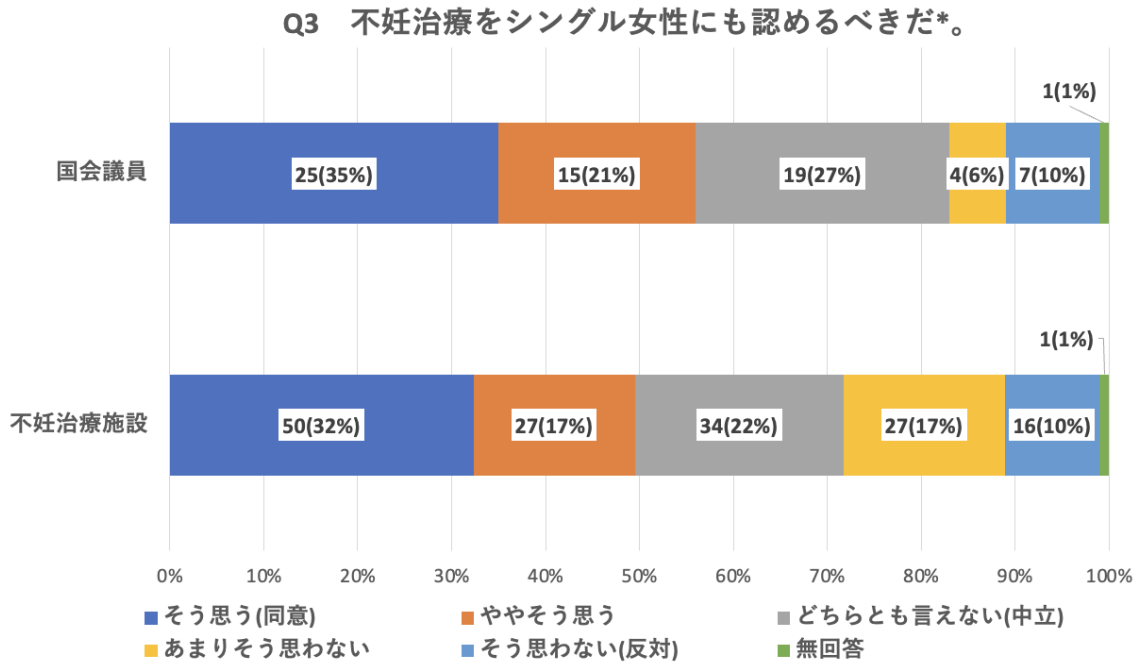
国会議員において積極的に同性婚を認めるべきであるとする回答が多く、77%を占めた。これに対し、不妊治療の施設長では、積極的肯定派(「そう思う」)は、45%である。肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は、国会議員が85%であるのに対し、不妊治療の施設長では、66%であった。

Q2. 選択的夫婦別姓を認めるべきである



国会議員において、積極的に選択的夫婦別姓を認めるべきであるとする回答(「そう思う」)が多く、87%を占めた。これに対し、不妊治療施設の長では、積極的肯定派(「そう思う」)は、66%である。肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は、国会議員が90%であるのに対し、不妊治療の施設長では、80%であった。

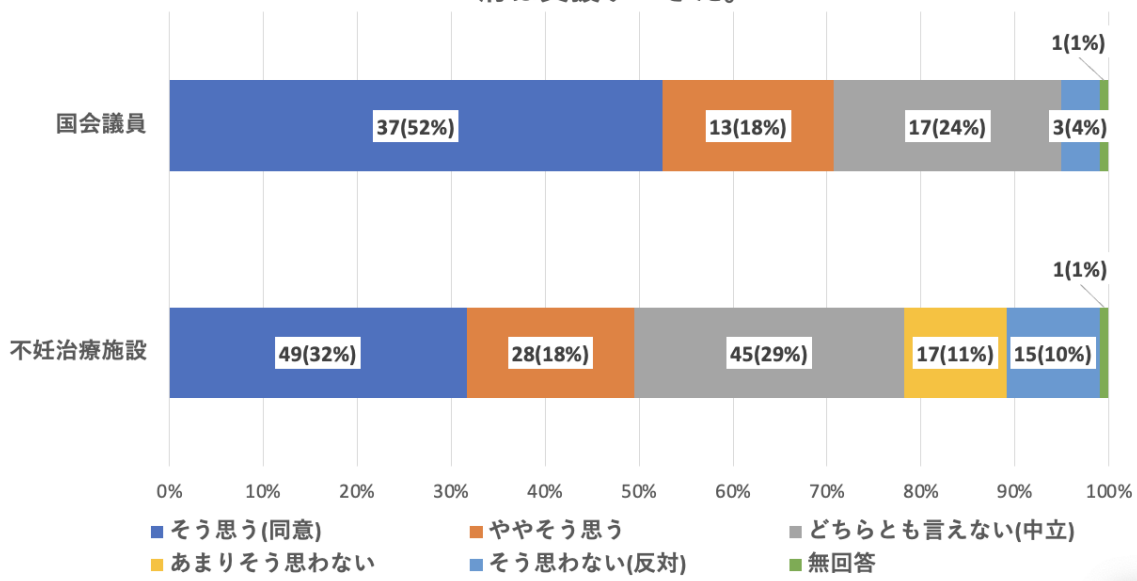
Q3. 不妊治療をシングル女性にも認めるべきだ



国会議員と不妊治療の施設長の回答に大きな違いは認められなかった。肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は、国会議員が56%であるのに対し、不妊治療の施設長では、それよりやや上回り、59%であった。

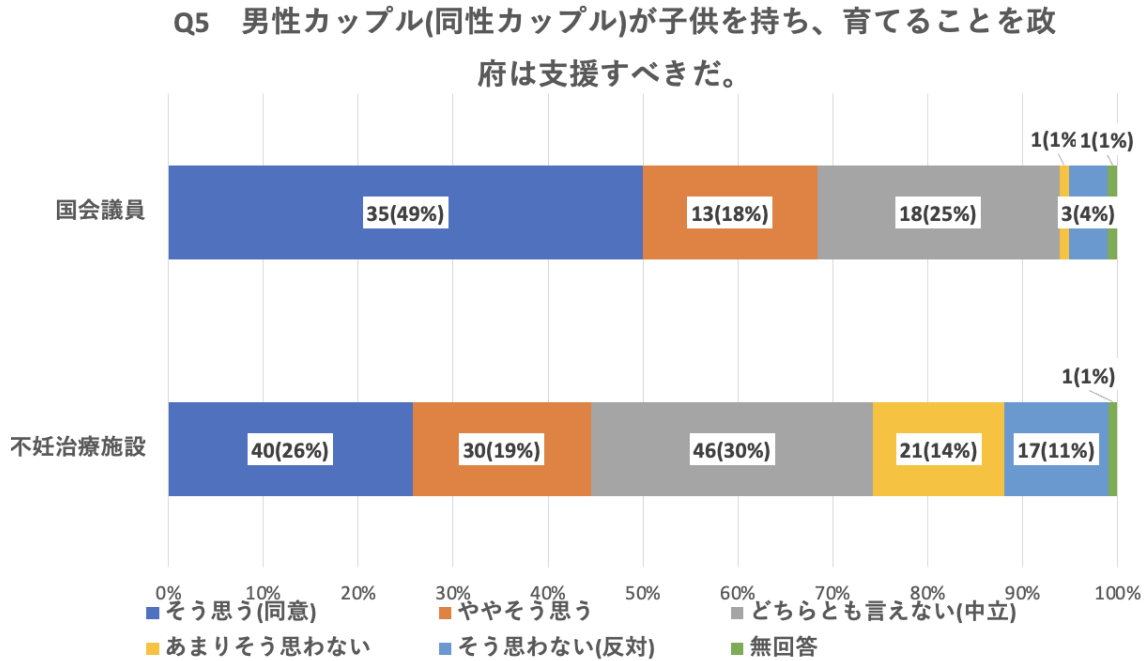
Q4. 女性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ

Q4 女性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ。



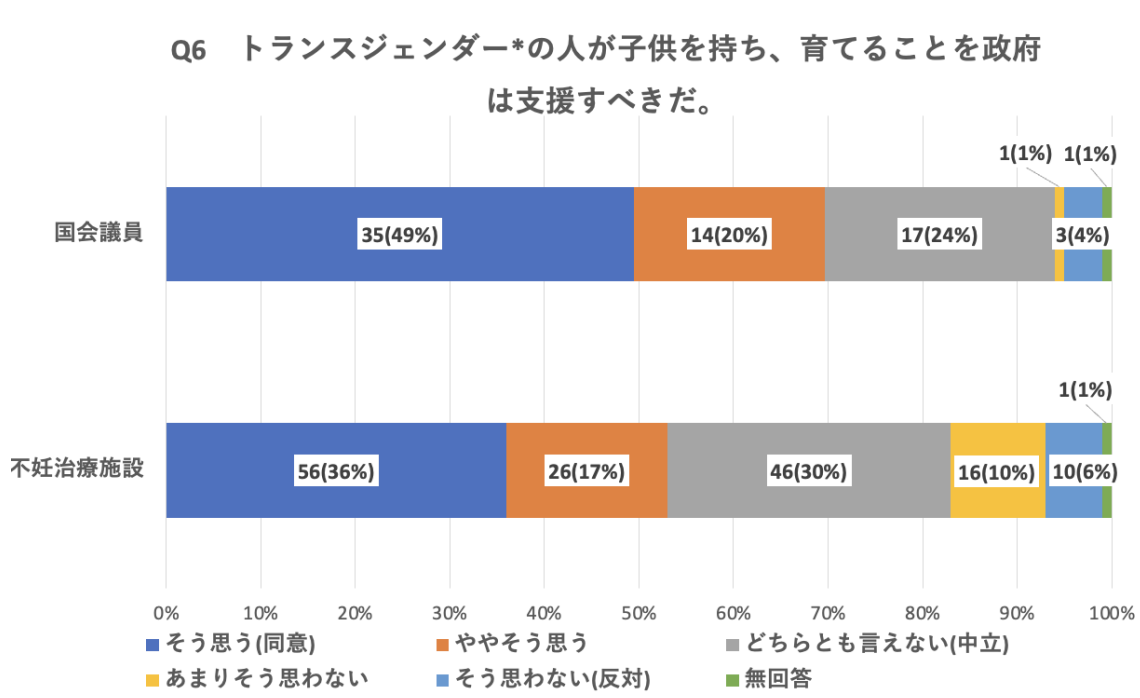
国会議員において、積極的に肯定する回答(「そう思う」)が多く、52%を占めたのに対して、不妊治療の施設長では、32%であった。肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は国会議員が56%であるのに対し、不妊治療の施設長では、49%であった。

Q5. 男性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ



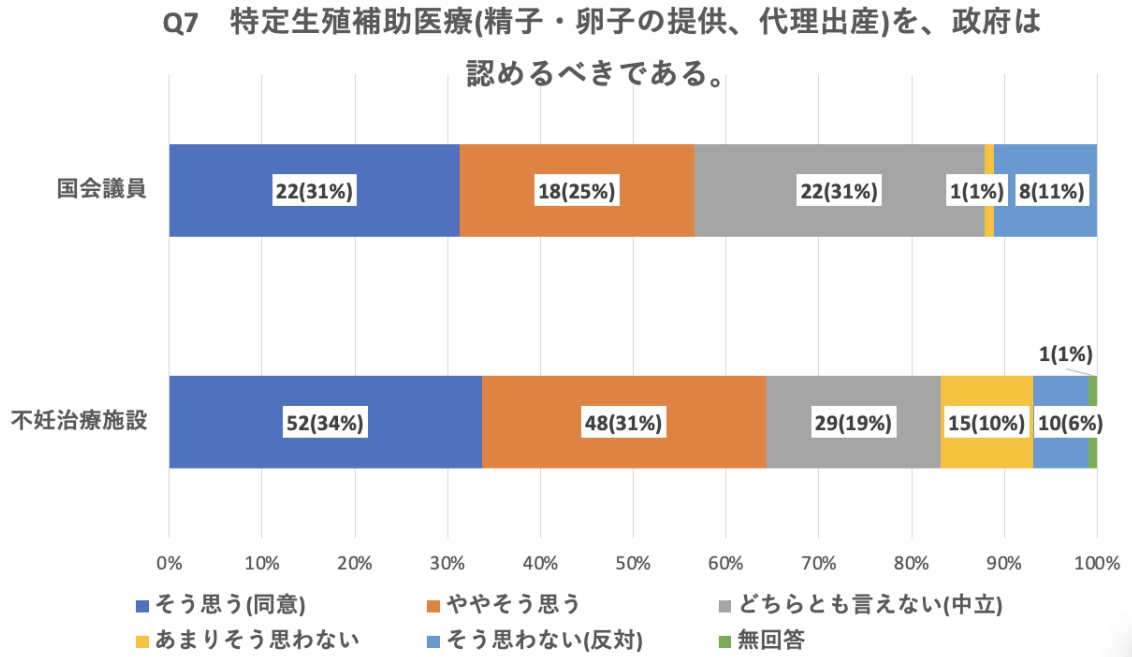
国会議員において、積極的に肯定する回答(「そう思う」)が多く、49%を占めたのに対して、不妊治療の施設長では、26%であった。肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は国会議員が67%であるのに対し、不妊治療の施設長では、55%であった。

Q6. トランスジェンダーの人が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ



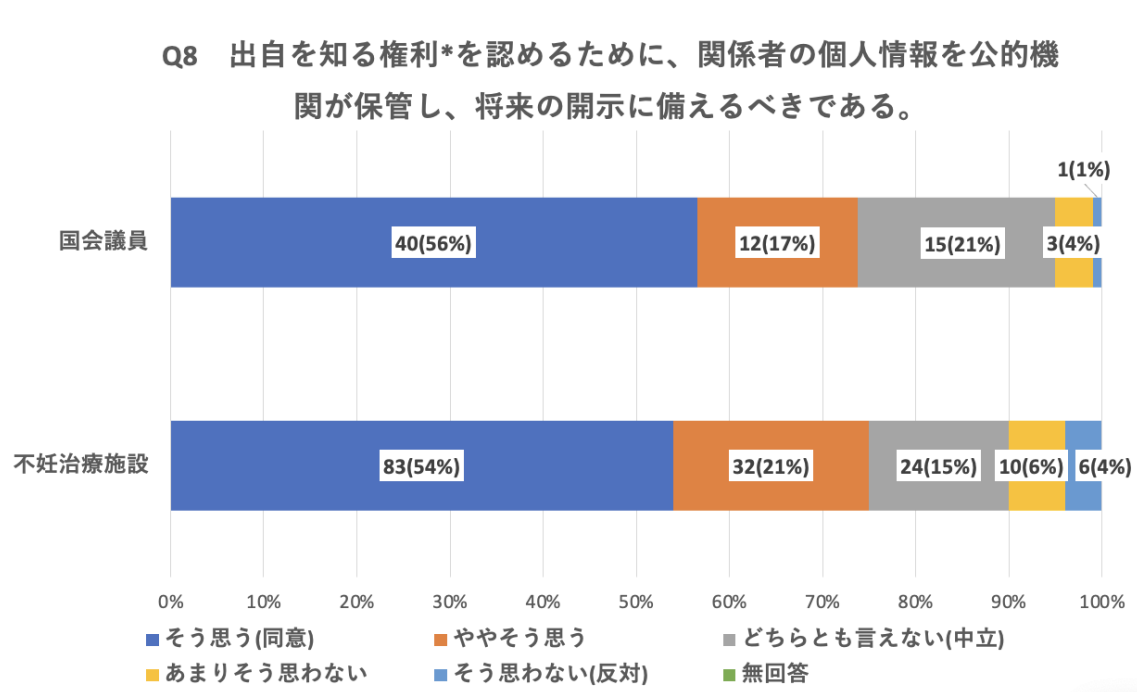
国会議員において、積極的に肯定する回答(「そう思う」)が多く、49%を占めたのに対し、不妊治療の施設長では、36%であった。肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は国会議員が 69%であるのに対し、不妊治療の施設長では、53%であった。

Q7. 特定生殖補助医療(精子・卵子の提供、代理出産)を、政府は認めるべきである



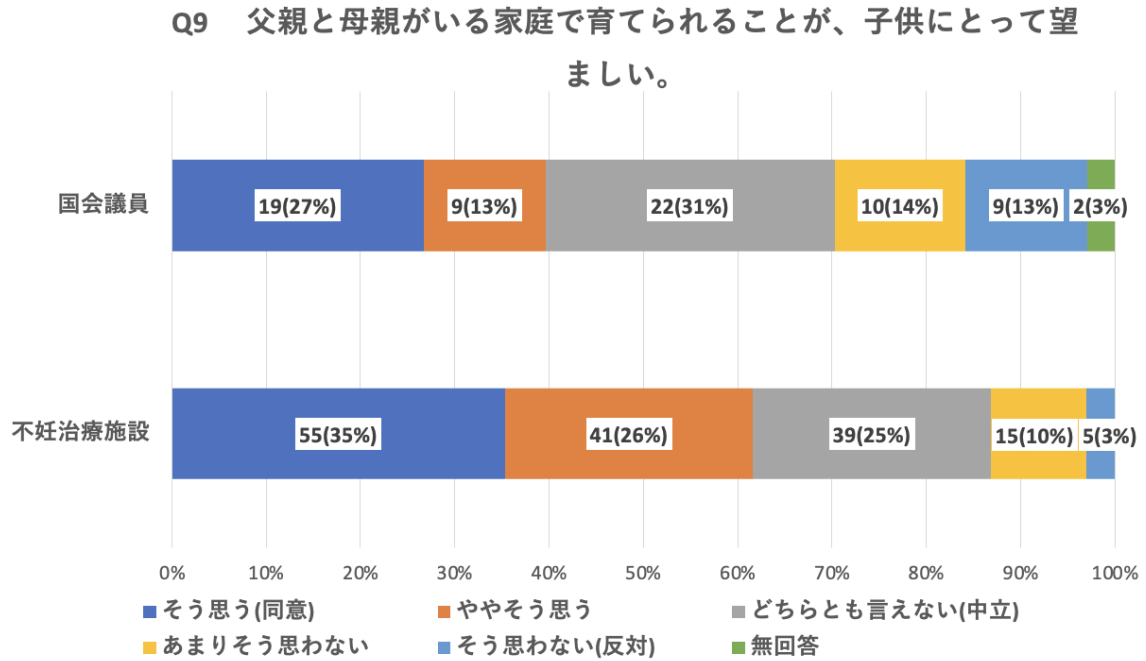
国会議員において、積極的に肯定する回答(「そう思う」)が多く、49%を占めたのに対し、不妊治療の施設長では、36%であった。肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は国会議員が 69%であるのに対し、不妊治療の施設長では、53%であった。

Q8. 出自を知る権利を認めるために、関係者の個人情報を公的機関が保管し、将来の開示に備えるべきである



肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)は、国会議員では73%であるのに対し、不妊治療の施設長では75%であり、国会議員と不妊治療の施設長の回答に大きな違いは認められなかった。

Q9. 父親と母親がいる家庭で育てることが、子供にとって望ましい



不妊治療の施設長では肯定派(「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合)が多く 61%であったのに対し、国会議員では 40%であった。

個別意見(国会議員)

Q1. 同性婚を認めるべきである。

【そう思う(同意)】

- ・ 公共の福祉に反しない、個人の幸福追求権は認めるべき。
- ・ 家族のありようや価値観は多様化している。このような多様化は民法制定当時は想定されていなかった。憲法も同様である。
- ・ 憲法は同性婚を明確に禁止してはいない。結婚や家族に関する法制度は緩やかである方がよい。
- ・ 婚姻の平等と同時に、夫婦別姓を実現させることで、同性カップルも夫婦同性を強制される、という事態にならないようにする必要がある。
- ・ 同性婚を認め、LGBTQなどの性的少数者が不当な差別をされないための施策を推進する。
- ・ 婚姻については、双方の個人の意思が第一に尊重されることが望ましいと考えます。
- ・ 「同性愛者というだけでパートナーと家族になることが生涯を通じて不可能になることは、人格的生存に対する重大な脅威、障害」(東京地判)。同性婚一は、憲法の要求一。
(下線部読み取り×)
- ・ 多くの当事者が勇気をもって婚姻平等を求めて声を上げている。パートナーシップ制度導入自治体が2023年1月10日時点で255自治体・人口カバー率は65.2%を超えており、その必要性は明らかである。これ以上の立法不作為は許されない。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ パートナー制度で良いのではないか。
- ・ 今現在婚姻関係にないゆえに起きている医療現場等での手続きや扱いや、相続などの課題に対応できるような法改正をすれば結婚にこだわる必要はないのではないかと考えます(これは男女間でもそう思っています)。また、結婚の対象を拡大するならば、偽装結婚や偽装離婚の対策が現状でも十分ではないので、見抜き辛い状況を改善する事も重要。
- ・ 同性カップルに対する行政上のサービスの向上、改善などは進める必要があると思うが、別性婚と全く同等に扱うことの是非について、更に考えたい。

【あまりそう思わない】

- ・ 里親制度などで子供を育てる場合にのみ経済的な支援や夫婦の権利を定めるべき。
- ・ 相続などで同性婚の人たちを法的に保護した方がよいという場合はあるが、一般論とし

ては認める必要はないと思います。

Q2. 選択的夫婦別姓を認めるべきである。

【そう思う(同意)】

- ・ あくまでも「選択的」であれば、そのことによる社会的影響は軽微に止まるものと考えられる。現在の状況に照らして、選択権は認めてしかるべきと思う。
- ・ 選択的なものまで認めないのは個人の尊厳に著しく反する。
- ・ その手段や実施については、丁寧な議論や仕組みづくりが必要と考えます。
- ・ 制度で女性蔑視を助長しないためにも、選択できるようにすべき。
- ・ 法制審が5年の歳月をかけて慎重に審議を行い法律案要綱を答申したものだ。民法改正をしない合理性はない。人権問題を世論だけに委ねることは慎重であるべきだが、その世論さえも賛成が反対を大きく上回っている。夫婦同姓の強制は個人の尊厳、両性の本質の平等などを規定した憲法や条約にも違反する。司法が違憲立法審査権を行使せず、立法政策であるからと国会に委ねてしまうことは役割放棄である。国会も立法不作為を続けることは許されないと考える。沖縄の風は、上川陽子法務大臣(当時)に民法改正の要請書を提出している。
- ・ 戸籍制度及び同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、旧姓使用にも一般的な法的効力を与える制度(維新版選択的夫婦別姓制度)の創設など、結婚後も旧姓を用いて社会経済活動が行える仕組みの構築を目指す。
- ・ 以前私は国会でこの問題について質問している。
辻元「選択的夫婦別姓について、オリパラ参加資格を有する206ヶ国で、日本以外に婚姻した際、法律で夫婦の姓を同姓とするよう義務付けている国はありますか」
丸川大臣「我が国以外には承知をしておりません」
辻元「選択的夫婦別姓の法案、私たち出しています。一緒に通して世界標準にしましょう」
このとき発言したとおり、一日も早く実現すべきである。
- ・ 「選択」なのだから良いのではないか。
- ・ 名前は人権です。96年法制審答申に掲げられた課題で実現していないのは、選択的別姓のみになりました。家父長制的____を押しつけて、みんなの多様な幸せを奪ってはなりません。(下線部読み取り×)
- ・ れいわ新選組は野党共同で選択的夫婦別姓を可能にする法改正案を昨年提出しています。私たちは「法整備から意識を変える」という考えの元、先の衆院選で「同性婚の合法化と共に、選択的夫婦別姓の実現、LGBT差別解消法の制定」を訴えました。個人の意識を変革しながら構造的な差別をなくしていくことで、全ての人が尊重され生きやす

い社会をつくります。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 家族の在り方などというイデオロギー的には夫婦別姓でもなんの問題もないと思うが、これも、偽装結婚偽装離婚等を確実に見抜く仕組みの強化が必要と考える。また、それだけ自分の姓にこだわりを持つ夫婦がもし子供を産んだ時、子供が1人だけだった場合どちらの姓に合わせるか等争いが起きないのかは不安。
また、別姓が認められない国は日本だけで女性差別であるかのような意見には異議がある。結婚で女性の姓に合わせる事ができるのは日本だけ。制度上は世界中で1番公正だと思う。

【あまりそう思わない】

- ・ 通称使用の適用を社会全体で行うべき。
- ・ 選択的でなければOK。

Q3. 不妊治療をシングル女性にも認めるべきだ。

【そう思う(同意)】

- ・ 少子化対策は急務。
- ・ 既婚かシングルからの出生かは差別されるべきではない。
- ・ 「シングル」という表現がどの範囲を示すのかは疑問ですが、リプロダクティブ・ヘルス・ライツはその人の属性によって制限を受けるものではないと考えます。
- ・ 婚姻関係にあるカップルと差別することなく、同様に認めるべきと考える。
- ・ 法律婚に関わらず、多様な家族、多様な人びとがアクセスできることが望ましい。
- ・ アンケートでも結婚しない1番の理由は金銭問題ではなく相手がいないという問題。産む気をもってくれている女性が1人で育てられるというならば、AIDの活用は認められるべきだと考える。
- ・ 婚姻関係にあるカップルと差別することなく、同様に認めるべきと考える。

【ややそう思う】

- ・ 両親がそろっていることがいいのが大前提だが、個々人の様々な状況についても考慮しその意志を尊重すべき。
- ・ 2人であっても子どもを持つことは大変なことだと思います。一方で、子どもを持ってからシングルになる人もおられるのであれば認めるのも可能では。

- ・ シングルで子育てをするには相当な覚悟が必要。その思いを尊重したい。
- ・ 個人が望むならば良いかもしれないが、育児支援の体制整備も合わせて行うことが必要。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 子どもだけが欲しいという願いに応えることが、社会全体にどのような影響をもたらすかについて考える必要があると思う。
- ・ 出自を知る権利について明記し、尊重されるべき。
- ・ 父が不明の場合の子のアイデンティティー・クライシスや、優生思想に繋がる可能性などについては留意が必要か。
- ・ すでに異性間カップルに認められているため反対しにくい状況だが、そもそも生殖補助医療で生まれた子どもの権利を保障できるかなど生殖医療には疑問がある。
- ・ 養子縁組制度とのバランスを検討する必要がある。
- ・ シングル女性の精子提供による妊娠出産については、出自を知る権利が子どもに保障されていないことによる問題が報告されているため。

【あまりそう思わない】

- ・ 両親がいるという子どもの育つ環境を整えるべきと思います。

【そう思わない(反対)】

- ・ 様々な差別の温床となる。
- ・ シングル女性が男性パートナーとの間で子を持ち、育てること（シングルで、あるいは2人で）には賛成。また子育てに必要な支援制度は、婚姻関係にあるカップルと同等のものにすべきと考えます。

しかし、生殖補助医療を利用には様々な課題があり、シングル女性への適用は現在の法律制度（民法、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法特例法）と生命倫理をめぐる未整備な状況下では反対。

① 婚姻関係にある女性が、自分以外の卵子／夫以外の精子提供を受けて産んだ子の母は産んだ女性で、父親は女性の夫となる（子の嫡出を否認できない）。一方、シングル女性が精子／卵子提供を受けて産んだ子の母は、そのシングル女性であるが、子の父が誰かを法的に定めることができない。精子提供者の親子関係を否定する法律がないため、精子提供者（生物学的父）も、婚姻外のパートナーもどちらも認知しようと思えば可能。

➔生殖補助医療を受けて子をもつシングル女性自身にとっては、父親が誰かは関係ないとしても、子どものアイデンティティ確立にとっては重要な問題と考える。

② 生殖補助医療において、精子・卵子の安全管理の目的のために提供者の感染症・遺伝疾患検査を行う可能性があり、実行可能な技術がある。このことは、着床前の超早期の段階で遺伝病や障害を発見することにつながり、その場合卵子・精子、受精卵（胚）

は破棄されていく。着床後に出生前診断で障害が見つかり中絶をするのに比べ、女性にとっての身体的・心理的負担はほぼないと言えるかもしれない。しかし、その手軽さ故に、卵子・精子、受精卵（胚）段階での遺伝病・障害の排除という優生操作が繰り返され、優生思想は強化されていく。

➡生まれてくる子が病気や障害のないように、精子や卵子提供の段階から遺伝子の診断や選別が可能な生殖補助医療の技術に対して、現状では何の法規制もない。

民法特例法の基本理念にも「生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ」とあるように、生命操作を可能とする技術に対して幅広い議論の下での規制が必要と考える。そうした準備もなく、生殖補助医療の対象拡大には反対。

Q4. 女性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ。

【そう思う(同意)】

- ・ 子供の健やかな成長は地域や社会で応援していくべき。
- ・ 男女の夫婦と同じように支援したらいいと思う。特別に考えなくてもいいと思う。
- ・ 男女の夫婦と同様の支援を行うべきと考えます。
- ・ 生物学上の親子関係がない場合でも支援は必要という点から。
- ・ 異性間カップルと同様の支援をすべきと考える。
- ・ 親の法的ステータスによって、こどもの福祉に差が生じるべきではない。
- ・ すでに、子育てをしている女性カップルは大勢おり、性別、性的指向、性自認、人のつながりの形にかかわらず、子どもをもつことや、育てることを応援できる社会が重要である。
- ・ 養子縁組の活用、限定した精子提供。
- ・ ①生殖補助医療を使って、子どもを持つことに関しては、Q3の理由¹と同様、現段階では反対。②養子縁組で子を育てる場合は、政府は支援すべきと考える。

【ややそう思う】ⁱ

- ・ 同性カップルが子どもをもてることは賛成、政府支援は内容次第。
- ・ 日本は乳児院で育つ子どもがまだまだ多いため、新生児里親制度などを活用してはどうか。子どもにとっても、カップルにとっても良いかと思います。
- ・ どちらとも言えない(中立)にも 同性カップルをことさらに支援するという事ではなく持ちたい方が持てるように支援すべきと思う。
- ・ 「政府が支援」というのは何を想定しているのか。ただ、親(保護者)の状況によって、子どもが不利益をこうむることは避けるべきであり、そのための支援が考えられます。

- ・ AID を活用できるなら問題はないと考える。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 支援の内容による。
- ・ 子どもだけが欲しいという願いに応えることが、社会全体にどのような影響をもたらすかについて考える必要があると思う。さらに考えてみたい。
- ・ 出自を知る権利について明記し、尊重されるべき。
- ・ 特別支援は必要ないが別性婚と差別すべきではない
- ・ Q4~6 カップルの有り様に関わらず、子育て支援を行うべき
- ・ 同性カップルが責任を持って子を持ち、育てることに問題は感じないが、政府が支援すべきかどうかは、今後の議論に委ねたい。
- ・ 里親制度や養子縁組制度によって子どもをもち、育てることについて、政府の支援は必要と考える。特定生殖補助医療による妊娠出産は、女性への医学的リスク、心身の健康被害が報告されており、解決すべき課題が多い。

【そう思わない(反対)】

- ・ 家族としてのあり方は異性婚の両親がいることが基本です。

【その他】

- ・ 子供の幸せを最優先にする社会の実現を目指す。

Q5. 男性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ。

【そう思う(同意)】

- ・ 子供の健やかな成長は地域や社会で応援していくべき。
- ・ Q4 と同じで、特別に考える必要なく同じように支援するべき。
- ・ 生物学上の親子関係がない場合でも支援は必要という点から。
- ・ 異性間カップルと同様の支援をすべきと考える。
- ・ 基本的には男性カップルも含めて、性別、性的指向、性自認、人のつながりの形にかかわらず、子どもをもつことや、育てることを応援できる社会が重要である。但し、代理出産については、「女性」の権利の観点から十分な議論が必要である。
- ・ 養子縁組の活用、限定した精子提供。
- ・ ① 生殖補助医療を使って、子どもを持つことに関しては、Q3 の理由¹同様、現段階では反対。加えて、男性カップルが生殖補助医療を使って子を持つためには、第三者の

女性に代理懐胎・出産をしてもらうことになり、日本では法的に認められていない。また代理懐胎・出産は、たとえ無償であっても第三者への負担と健康リスク、生まれてくる子の福祉の観点からも望ましくないと考える。有償であれば、ビジネス化し、世界中の貧困女性が巻き込まれることになる。いずれにしても代理母を使った生殖補助医療には反対。

② 養子縁組で子を育てる場合は、政府は支援すべきと考える。

【ややそう思う】

- ・ 同性カップルが子どもをもてることは賛成、政府支援は内容次第。
- ・ 日本は乳児院で育つ子どもがまだまだ多いため、新生児里親制度などを活用してはどうか。子どもにとっても、カップルにとっても良いかと思います。
- ・ 「政府が支援」というのは何を想定しているのか。ただ、親（保護者）の状況によって、子どもが不利益をこうむることは避けるべきであり、そのための支援が考えられます。
- ・ 前問と同じだが、男性カップルには課題もあるのではないかと思う。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 子どもだけが欲しいという願いに応えることが、社会全体にどのような影響をもたらすかについて考える必要があると思う。さらに考えてみたい。
- ・ 出自を知る権利について明記し、尊重されるべき。
- ・ 特別支援は必要ないが別性婚と差別すべきではない。
- ・ 同性カップルをことさらに支援するという事ではなく持ちたい方が持てるように支援すべきと思う。
- ・ 同性カップルが責任を持って子を持ち、育てることに問題は感じないが、政府が支援すべきかどうかは、今後の議論に委ねたい。
- ・ 里親制度や養子縁組制度によって子どもをもち、育てることについて、政府の支援は必要と考える。特定生殖補助医療による妊娠出産は、女性への医学的リスク、心身の健康被害が報告されており、解決すべき課題が多い。

【あまりそう思わない】

- ・ 出産は女性の身体を著しく破壊する。自分が産める立場ならば AID の活用は問題ないと思うが、他人の身体を借りなければ出産が叶わない状況でそれを行うことは人道的に問題があると思う。

【そう思わない(反対)】

- ・ 家族としてのあり方は異性婚の両親がいることが基本です。

【その他】

- ・ 子供の幸せを最優先にする社会の実現を目指す。

Q6. トランスジェンダーの人が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ。

【そう思う(同意)】

- ・ 子供の健やかな成長は地域や社会で応援していくべき。
- ・ 生物学上の親子関係がない場合でも支援は必要という点から。
- ・ 性別、性的指向、性自認、人のつながりの形にかかわらず、子どもをもつことや、育てることを応援できる社会が重要である。
- ・ 性自認に関係なく、子育てを支援すべきと考える。
- ・ ① 生殖補助医療を使って子どもをもつことについては
 - i トランスジェンダーの人が生物学的に女性の場合：Q3と同様の理由¹から反対
 - ii トランスジェンダーの人が生物学的に男性の場合：Q5と同様の理由²から反対
- ・ ② 養子縁組で子を育てる場合は、政府は支援すべきと考える。

【ややそう思う】

- ・ 配偶者、家庭という前提があればよいのではないかと思う。ⁱⁱ
- ・ 出自を知る権利について明記し、尊重されるべき。
- ・ 日本は乳児院で育つ子どもがまだまだ多いため、新生児里親制度などを活用してはどうか。子どもにとっても、カップルにとっても良いかと思います。
- ・ 「政府が支援」というのは何を想定しているのか。ただ、親(保護者)の状況によって、子どもが不利益をこうむることは避けるべきであり、そのための支援が考えられます。
- ・ AIDの活用で、自分の身体で出産ができるなら個人の自由だと考える。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 特別支援は必要ないが別性婚と差別すべきではない。
- ・ 同性カップルをことさらに支援するという事ではなく持ちたい方が持てるように支援すべきと思う。
- ・ Q4,5と同じ。特別に考える必要なく同じように支援するべき。
- ・ 同性カップルが責任を持って子を持ち、育てることに問題は感じないが、政府が支援すべきかどうかは、今後の議論に委ねたい。
- ・ 難し過ぎる問いであり、判断不能。
- ・ 里親制度や養子縁組制度によって子どもをもち、育てることについて、政府の支援は必要と考える。特定生殖補助医療による妊娠出産は、女性への医学的リスク、心身の健康

被害が報告されており、解決すべき課題が多い。

【あまりそう思わない】

- ・カップルであればそう思う。

【そう思わない(反対)】

- ・家族としてのあり方は異性婚の両親がいることが基本です。

【その他】

- ・子供の幸せを最優先にする社会の実現を目指す。

Q7. 特定生殖補助医療(精子・卵子の提供、代理出産)を、政府は認めるべきである。

【そう思う(同意)】

- ・少子化対策は急務。
- ・それぞれの方法や段階に応じた検討は必要である。きちんと政府が仲介・仲裁役として機能をすることは最低限必要だと考える。大切なことは産まれてくる子どもの権利・育つ環境。
- ・(ややそう思うにも✓あり)
この医療以外では子供が授からないカップルに道を開くべき。ただし、社会的受容が不十分と感じる。導入に踏み切る前に制度悪用の悪徳ビジネスなど、他国で明らかになっている課題を十分に研究すべき。
- ・限定は必要だ。

【ややそう思う】

- ・出自を知る権利について明記し、尊重されるべき。
- ・精子・卵子・胚の取り違い事故の対処や代理出産に関する倫理問題など、課題解決のための議論を進めていきたい。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・子どもの人権、卵子等の提供者、代理母の母体への負担等に十分な配慮。
- ・法整備もだが、日本社会の偏見をまずなくすべき。
- ・すみません。勉強が足りず明確な意見を申し上げることが出来ません。
- ・精子の提供と異なり、卵子の採取は女性の身体に負担がかかるため卵子提供者の意思や

健康を守る仕組みは絶対に必要。また代理出産は、出産という行為が母体を著しく損傷する事である以上、相当慎重にならねばならない。貧困ビジネスにもなりかねず、代理出産には否定的です。

- ・ 代理出産は海外では貧困ビジネスビジネスとなっている事例があるので、議論を積み重ねることが必要と考える。精子・卵子提供は子どもの出自を知る権利をどう担保するかが課題。
- ・ あらゆる人が選択肢を増やすことは重要である。一方で「女性」の権利の観点から十分な議論が必要であると考えている。
- ・ 代理出産は女性（代理母）の人権侵害につながる可能性があり、それをどう排除できるのか慎重に議論されるべき。

【あまりそうは思わない】

- ・ 極めて特別の配慮が必要な事例に限ればあってもよいのではないか。

【そう思わない(反対)】

- ・ 精子の提供者、卵子の提供者が人格として扱われていない。また、生殖補助医療で生まれた子どもの権利を保障できていない。そもそも生殖補助医療を実施するのであれば、統計の整備とその分析と情報開示が必要だと考える。
- ・ 精子・卵子提供に関しては、現在策定中の「特定生殖補助医療に関する法律案」で規定される見込み。しかし、代理出産に関してはその法案でも認められていないし、今後も無償であっても認めるべきではない。

【その他】

- ・ 認めるということの意味が正確にわからないのでお答えしづらいです。

Q8. 出自を知る権利を認めるために、関係者の個人情報を公的機関が保管し、将来の開示に備えるべきである。

【そう思う(同意)】

- ・ やはり、出自を知る権利も大切な人権のひとつなのではないか。
- ・ 子どもの人権の保障が第一で「知る権利」はその前提。
- ・ 先進国であっても第三者がかかわる生殖補助医療の実施には、生まれた子が成長してから出自を知る権利について議論がなされ、法整備や制度設計がなされている状況である。生殖補助医療の法整備が遅れている日本は、出自を知る権利を盛り込まず、子どもの権利を守っていないといえる。

- ・ 権利である。
- ・ 生殖補助医療による出産が現実に多数行われている以上、必要と考える。

【ややそう思う】

- ・ 出自を知る権利は認められるべき。DNA 検査や情報技術の発達に伴い適切な情報管理・開示のありかたは早い時期に検討をすすめるべきと考えます。ただ、この出自がマイナスにならない意識を社会的につくり、持つことが重要。
- ・ 仕組みを整えることに加え、関係者を調整するコーディネーターなどの人材を養成、配置できる体制整備も併せて重要である。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ メリット・デメリットがあり、慎重に考えないといけない。
- ・ 子が自らの出自を知る権利は重要。一方、事情があって生物学的な子に親子関係を開示できない親のプライバシーは守られなければならない。よって、関係者の個人情報とを保管するなら万全の管理が不可欠。公的機関がこの任に当たるべきか民間機関のほうが良いかは国民の議論を踏まえない。
- ・ 出自を知る権利と卵子・精子の提供者の知られたくない権利との利害調整の課題があり、十分な議論を要する問題だと思う。

【あまりそう思わない】

- ・ 知る権利を優先して、精子提供者が減っているのが今の現状なので、何を優先すべきか難しいところ。

Q9. 父親と母親がいる家庭で育てられることが、子供にとって望ましい。

【そう思う(同意)】

- ・ 父親、母親の役割というのはやはりあるのだと思う。マストであるとは思わないが、そうであることが望ましい(子の成長にとって)とは思う。
- ・ シングル家庭を否定するものでもないし、「子どもを社会が育てる」という立場で、どんな事情のある子どもも、一人の人間として大切に育てられる環境は国の責任で整えてほしい。
- ・ 虐待やDVがない限り。
- ・ 育児負担をひとりで背負うより2人で協力したほうが良いと思うから。

【ややそう思う】

- ・ だからと言って、様々な家庭が否定されるものではない。
- ・ そうは思いますが、そうでない時であっても幸せになる社会になるべきだと思います。
- ・ 離婚した方が良い場合も多い。ということは両親である必要はない。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 子どもにとって父母は大切な存在だが、両親がいなければ不幸というのは短絡。
- ・ 養育環境は必ずしも父母だけに限らず、祖父母、親族、里親や同性パートナー、各種施設等でも、子が受ける事のできる最大限の養育環境を提供出来る場であれば、必ずしも父親母親ではなく、子の権利を最大限に配慮した環境である可能性を排除するとは、子の権利の軽視する危険性があると考え。
- ・ 父親と母親の両方がいる家庭の方が望ましいとは思いますが、父親と母親の関係性、特に家庭内でDVや虐待等が存在する場合には、父親と母親がいる家庭が子どもにとって望ましくないこともあると考えられるため、どちらとも言えない。
- ・ 片親でも幸せな子はたくさんいる。両親がいても家庭内離婚のような状況で不幸な子もいる。よって一概には言えない。一般論として片親特に母親と子の家庭は経済的に厳しい場合が多く、これは望ましいことではないので、政策資源を投入すべき。
- ・ どのような家庭が望ましいかはそれぞれの家族が決めることで、上から「理想の家族」像を押し付けるべきではない。

【あまりそうは思わない】

- ・ 家庭環境が複雑でも素晴らしい方を数多くみてきた。多様性の時代において、世間が色々な家庭環境を認め合うことができれば問題ないと思う。(世間の目を気にしなくなる)
- ・ 重要なことは、子どもが安心して過ごせる居場所があること。それが都市化、核家族化の中で選択肢として選ばれているのが現状。SNSなどの状況を鑑みても、今一度「社会で育てる」ことの重要性は高まっていると思います。
- ・ 父母が揃っていても子供にとって安心できない家庭はたくさんある。大切なのは、父母が揃っていることではなく、衣食住と愛に不足しない環境で子供が育てられることだと考える。
- ・ その子のことを第一に考える特定の大人との愛着関係の中で養育できれば、父1人でも、母1人でも、実の父と母でなくても良いと考える。

【そう思わない(反対)】

- ・ 否定はしないが、そうとは限らないから。
- ・ 家族の形はそれぞれ。社会が決めることではない。

- ・ 子どもにとってはさまざまな「望ましい環境」は、多様な形があると考えている。
- ・ 父親と母親が揃っているかどうかは重要なのではなく、父親と母親でも、ひとり親でも、祖父母でも、同性カップルの親でも、里親でも、特別養子縁組でも、どのような属性の保護者であれ子どもが安全安心に暮らし・大切に育てられているかどうか重要である。

【その他】

- ・ 子供の幸せを最優先にする社会の実現を目指す。

個別意見(不妊治療施設)

Q1. 同性婚を認めるべきである。

【そう思う(同意)】

- ・ 個人の生き様を国が縛るのは憲法違反。
- ・ 法整備を行った上で。
- ・ いち早く法改正を進めるべき。
- ・ 当たり前の権利です。
- ・ 生産性がなくても、パートナーとして扱うべき。
- ・ 多様性の世の中、当然認めるべきだと思います。

【ややそう思う】

- ・ 個人の自由ではあるが、拳児を希望する場合、うまれてくる子供への影響は未知数である。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 不自然であるが、当人・人だけの範囲であれば OK。
- ・ 同性婚に対し養子縁組だとかのその後の家庭環境を整備する事が進めばありだと思う。
- ・ 色々な制度を設けて行うべき。

【あまりそう思わない】

- ・ 婚姻関係がなくとも法律婚夫婦と同等の権利を認めることをまず行うべき。

【そう思わない(反対)】

- ・ 憲法 24 条を変えないと簡単には認められない。

Q2. 選択的夫婦別姓を認めるべきである。

【ややそう思う(同意)】

- ・ 早急に実施すべきだと思います。
- ・ 変更に伴う不利益が生じるから。
- ・ 希望するカップルに認める。
- ・ 夫婦別姓の議論が進まないうちに、同性婚やシングル女性の妊活を議論することに、違和感を覚えます。
- ・ 早急にしてほしい。
- ・ 生まれてきた子供が夫婦別姓でも差別を受けない工夫が必要。

【ややそう思う】

- ・ 社会生活上、別姓で不都合がなければ。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 家制度は日本古来の家族のあり方として歴史がある。中国や韓国(夫婦別姓)とはその歴史が異なる。家制度を簡単に揺るがすべきではない。
- ・ 逆に別姓にする理由がわからない。
- ・ 子供の姓名で困る。
- ・ 子がどちらの姓を名乗るのか、それにより差別等ないなら良いと思います。

【あまりそう思わない】

- ・ きちんとすべき。

Q3. 不妊治療をシングル女性にも認めるべきだ。

【そう思う(同意)】

- ・ できた子供に対して不利益が出るのは問題。

- ・ 保険適用はしないで自費診療。
- ・ 妊娠、出産出来ることは女性の権利として考えるべき。それと婚姻は無関係。
- ・ 出自を知る権利を保証する。
- ・ 出産後子育てができる環境かどうかが大事。
- ・ シングルマザーはたくさんいる中で、どこで区別するのかわからない。
- ・ 子どもの法的地位を守るための法案などが整ってから。
- ・ シングル女性が出産した時に社会全体としてその子供の福祉、特に金銭面でのサポート体制の充実が必要。

【ややそう思う】

- ・ 未婚でも良いが、一定の条件は必要。
- ・ 先に、法律の整備が必要。
- ・ 商業ベースや医療安全に配慮する。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 非配偶者間人工授精は一定のルールのもとに実施されており、非配偶者間生殖補助医療にも広がっている。今後推し進めるべき。一方で配偶子の商的取引がなされると選民思想など倫理的な問題と切り離せなくなる。配偶子提供は提供者の性善説に基づいているが、100%性善説が担保されるか疑問。
- ・ 個人の自由は認められるべきだが、政府の支援が必要かは不明。
- ・ 日本においては子供を社会全体で育てる環境がまだ確立されていないため、育児中の現実的な負担を考えると選択的シングルマザーを作ることは躊躇する。
- ・ 育児、経済にも協力者があり、児の事将来をしっかりと考えられる状況であれば良いと思う。
- ・ 経済的、心理的に不安定な方はどうかと思うので！ある程度制限は必要だと思う。

【あまりそう思わない】

- ・ 親一人で子供を育てていきやすい社会だとは思えない。
- ・ 今でも、ひとり親の家族はあるので、このことを認める前に親が一人でも安心して子供を育てることができる環境の整備が優先。
- ・ まだ我が国は、シングルマザーのサポートが、不十分。
- ・ トラブルの原因にもなるのであまり気のりしない。
- ・ 精子提供に関する法整備がないため。

【そう思わない(反対)】

- ・ 生れてくる子どもに対して失礼であるし無責任である。子どもが父親不明を受け入れねばならないし、さらにそうした母親をも受け入れねばならず、二重の苦しみを与えてしまう。大人の勝手だ。
- ・ シングルの男性は子供を得られないので不平等。シングルマザーだけでも過酷なのに、知らない男性の子供を・人で育てるのは様々な問題が生じると思います。
- ・ 提供精子で生まれた子供を夫婦二人で育てるのは違うと思います。

【その他】

- ・ そう思う(同意), どちらとも言えない(中立): 事実婚は賛成、重婚やパートナー不在の方は反対です。

Q4. 女性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ。

【そう思う】

- ・ 全ての人には子を持つ権利がある。
- ・ 異性カップルと同じ程度で(同様の制度で)。
- ・ 法の設備やトランスジェンダーやLGBTQについての教育など、課題はあると思っています。
- ・ 子どもの法的地位を守るための法案などが整ってから。

【ややそう思う】

- ・ 親のいない子供を引き取って育てて下さるなら社会貢献になると思う。
- ・ 一般夫婦と同じ支援。
- ・ シングル女性に、不妊治療を認めるのなら必然的に可能だと思います。同様に、先立って法律の整備が必要だと思います。
- ・ 同性カップルが子供を希望して子供を持つことは賛成であるが、日本社会にまだマイノリティーに対する偏見や差別が根強く残っていることが問題。
- ・ 積極的支援は不要と思うが、妊娠・出産が当たり前でできることが望ましいと思う。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 養子縁組などは積極的に支援すべき。生殖医療については時期尚早。
- ・ 個人の自由は認められるべきだが、政府の支援が必要かは不明。
- ・ 女性カップルの権利を認めることには賛成ですが、特別に支援することは逆差別になる

と思います。

【あまりそう思わない】

- ・ 自由にしたらいいと思うけど、行政が支援する必要があるかどうか分からない。
- ・ 政府は支援しなくてよいのでは？政府はもっとやるべきことがある。貧困対策とか。

【そう思わない(反対)】

- ・ 生物として生殖と異なっていることを必ずしも育った子供が肯定できるかはわからないから、子供のできないカップルとして自然に反するべきではないと考える。
- ・ 特別扱いは必要ない。
- ・ 生れてくる子どもに対して失礼であるし無責任である。子どもが父親不明を受け入れねばならないし、さらにそうした母親をも受け入れねばならず、二重の苦しみを与えてしまう。大人の勝手だ。
- ・ 支援までする必要はないと思う。
- ・ 男性同士のカップルと不平等。
- ・ あくまで個人の選択なので、政府が支援するものでは無い。支援するなら異性婚での支援が優先、もしくは同時にするべき。異性婚をないがしろにしてまで支援するものでは無い。ただし、同性婚を認めるなら、周囲の意識改善には政府の努力があっていいと思う。

Q5. 男性カップル(同性カップル)が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ。

【そう思う(同意)】

- ・ 全ての人は子を持つ権利がある。
- ・ 異性カップルと同じ程度で(同様の制度で)。
- ・ 子どもの法的地位を守るための法案などが整ってから。

【ややそう思う】

- ・ 親のいない子供を引き取って育てて下さるなら社会貢献になると思う。
- ・ 代理母や卵子提供についても決めてから。
- ・ 代理母を、認めている国が少ないので現実的でない。
- ・ 同性カップルが子供を希望して子供を持つことは賛成であるが、日本社会にまだマイノリティーに対する偏見や差別が根強く残っていることが問題。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 養子縁組などは積極的に支援すべき。生殖医療については時期尚早。
- ・ 個人の自由は認められるべきだが、政府の支援が必要かは不明。
- ・ 権利を認めることには賛成ですが特別に支援することは逆差別になると思います。

【あまりそう思わない】

- ・ 自由にしたらいいと思うけど、行政が支援する必要があるかどうか分からない。
- ・ セットとして、サロゲートマザーなど、民法上の位置をはっきりさせる必要がある。国民的な合意はまだ得られないと思います。
- ・ 政府は支援しなくてよいのでは？政府はもっとやるべきことがある。貧困対策とか。
- ・ 女性（第三者）に出産というリスクを負わせるべきではない。

【そう思わない(反対)】

- ・ 生物として生殖と異なっていることを必ずしも育った子供が肯定できるかはわからないから、子供のできないカップルとして自然に反するべきではないと考える。
- ・ 特別扱いは必要ない。
- ・ 生れてくる子どもに対して失礼であるし無責任である。子どもが父親不明を受け入れねばならないし、さらにそうした母親をも受け入れねばならず、二重の苦しみを与えてしまう。大人の勝手だ。
- ・ 支援まですべきとは思わない。
- ・ あくまで個人の選択なので、政府が支援するものでは無い。支援するなら異性婚での支援が優先、もしくは同時にするべき。異性婚をないがしろにしてまで支援するものでは無い。ただし、同性婚を認めるなら、周囲の意識改善には政府の努力があっていいと思う。

Q6. トランスジェンダーの人が子供を持ち、育てることを政府は支援すべきだ。

【そう思う(同意)】

- ・ 全ての人の子を持つ権利がある。
- ・ 異性カップルと同じ程度で(同様の制度で)。
- ・ 積極的支援は不要と思うが、普通の不妊カップルとして扱われるべきと考える。
- ・ 子どもの法的地位を守るための法案などが整ってから。

【ややそう思う】

- ・ 親のいない子供を引き取って育てて下さるなら社会貢献になると思う。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 支援がどのようなものになるのかによる。
- ・ 養子縁組などは積極的に支援すべき。生殖医療については時期尚早。
- ・ 同性婚のカップルが子供を持ちたい気持ちはわかりますが、その子供が成長して自分の生き立ちについて悩む事があると思います。
- ・ 子供の立場についてもっと議論が必要と考えます。
- ・ 個人の自由は認められるべきだが、政府の支援が必要かは不明。
- ・ 権利を認めることには賛成ですが特別に支援することは逆差別になると思います。

【そう思わない(反対)】

- ・ 生れてくる子どもに対して失礼であるし無責任である。子どもが父親不明を受け入れねばならないし、さらにそうした母親をも受け入れねばならず、二重の苦しみを与えてしまう。大人の勝手だ。
- ・ 支援まですべきとは思わない。
- ・ あくまで個人の選択なので、政府が支援するものでは無い。支援するなら異性婚での支援が優先、もしくは同時にすべき。異性婚をないがしろにしてまで支援するものでは無い。ただし、トランスジェンダーに対しての周囲の意識改善には政府の努力があっというと思う。

Q7. 特定生殖補助医療(精子・卵子の提供、代理出産)を、政府は認めるべきである。

【そう思う(同意)】

- ・ 全ての人は子を持つ権利がある。
- ・ 代理出産に関しては悪用されないよう慎重に進めるべき。
- ・ 実際に制度化するためには多くの問題があると思うが、他に選択肢がない患者と向き合っていると、そういう選択肢があっても良いのではと思うことはよくある。
- ・ 法的整備、管理機関などの整備が必要。
- ・ すでに海外に渡って、多くの人が行なっています。
- ・ 今後推し進めるべき。一方で配偶子の商的取引がなされると選民思想など倫理的な問題と切り離せなくなる。配偶子提供は提供者の性善説に基づいているが、100%性善説が

担保されるか疑問。実施の前に法整備、出自を知る権利についての議論が必要。

- ・ 法整備をした上であれば考慮して良いと思う。
- ・ 子どもの法的地位を守るための法案などが整ってから。

【ややそう思う】

- ・ 法整備、サポート体制が必要条件となると思います。
- ・ 治療のルールをしっかりと現場に即してきめない限り、行うべきではない。
- ・ 自由な選択はあって良いと考える。
- ・ 結局、希望者は海外で行なって日本で産んでいるだけだから。
- ・ 卵子提供と代理出産は分けて考えないといけないと思います。代理出産で亡くなる方もおられます。
- ・ 子供の福祉・権利を守る。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 生物学的に無理のあるような技術の使用は限られるべき。
- ・ 生れてくる子どもに対して失礼であるし無責任である。子どもが父親不明を受け入れねばならないし、さらにそうした母親をも受け入れねばならず、二重の苦しみを与えてしまう。大人の勝手だ。しかし出自を知る権利・子どもの福祉を最大限保証するならやむを得ない。
- ・ 法整備の議論を進めるべき。
- ・ 精子・卵子提供は認めるべきだが、代理母までは認める必要はない。

【あまりそう思わない】

- ・ 代理出産には反対します。
- ・ 代理出産は認められない。精子の提供はよいが、卵子の提供は採卵に伴うリスクがあるので認められない。

【そう思わない(反対)】

- ・ 営利目的として行われる可能性があるなら反対。
- ・ どこかで線を引かないと、妊活を辞めるタイミングで不妊患者さんの悩みが増えると思います。

【その他】

- ・ そう思う(同意), そう思わない(反対): 配偶子提供は賛成、代理出産は反対です。

Q8. 出自を知る権利を認めるために、関係者の個人情報を公的機関が保管し、将来の開示に備えるべきである。

【そう思う(同意)】

- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 子の出自を知る権利は保証すべき。
- ・ このことが確立するなら、生殖補助医療にも広げていいと思います。
- ・ 配偶子を提供するドナーの権利が守られるのであれば、制度化しても良いと考える。
- ・ 行政が行うべき最も重要な項目のひとつ。学会などの民間に任せるべきではない。国勢の問題。
- ・ 一番に守られるべきは子供の福祉です。
- ・ あくまで善意の提供であるはずなので、提供者に対して金銭的なデメリット(遺産問題等)が発生しないよう法整備されるなら開示しても良いと思う。
- ・ 出生した人の意見が尊重されるべき。
- ・ 開示する事で受け入れが良くなる事が多数だから。

【あまりそう思わない】

- ・ 提供者が、少なくなる。日本の場合は、いまだに欧米とは、文化的に考え方が違うと思います。
- ・ 個人情報が漏れる可能性があるため。

【そう思わない(反対)】

- ・ 規制をすれば地下に潜る。

Q9. 父親と母親がいる家庭で育てられることが、子供にとって望ましい。

【そう思う(同意)】

- ・ あたりまえ。
- ・ そう思うが片親、同性親であっても家族の多様性として認め、子の福祉、家族へのサポートを行うことが大事だと考えます。
- ・ 母2人もしくは父2人でも良いと思うが、社会全体でそれが当たり前とならないと難しいと考えます。

【ややそう思う】

- ・ 父親と母親がいる家庭が最善とは思えない。
- ・ 日本の現実社会ではそう思います。
- ・ 夫婦仲が良い場合です。
- ・ 望ましいと思うが、片親でも子は育つのでそうでなければならない、というところは無い。

【どちらとも言えない(中立)】

- ・ 設問の解釈が難しいがその子に将来が立ちゆく方法がマスト。
- ・ 現時点で議論が十分でない。
- ・ 望ましいと思うが、あらゆるケースでそうではない家庭も多く存在することも事実。
- ・ 出来れば父母がいる環境がよいと思うが、よい人間ばかりではないため、子供が安心して成長できる環境であればどんな家族形態でもよいと思う。
- ・ 父と母がいてもそれが良いかどうかはわからない。
- ・ いずれにしても子供の福祉を第一に考えるべきだと思います。夫婦の形式は様々あってもよいと思いますが、子供をもつことに対しては責任が伴うので、良いモデル(TVで紹介されるような仲の良い同性カップルとか)だけを参考にすべきではないと考えています。
- ・ 家庭環境による。家庭環境の良い悪いが素人でもわかるような指標があると良いと思う。子供にとってどんな家庭環境が良いのか、具体的にわからない方もいると思う。

【あまりそう思わない】

- ・ 父親・母親と決めなくても家族という形がしっかりしていて、社会がどの家族の形を理解して、サポートできていれば、子供に問題を感じさせることはないと思う。
- ・ そんなこと言っても。

【そう思わない(反対)】

- ・ 不妊治療とは関係なく、世の中には父子家庭、母子家庭がたくさんある。祖父母により育つ家庭もある。片親で育つ子が健全に育たないとは言えない。両親が揃っていることと、子供の育成は無関係。
- ・ 伝統的な家族観を守りたいのか、社会として少子化に取り組み、包括的に多様性を認めていきたいのか、相容れない問題だと思います。

- 1 シングル女性が男性パートナーとの間で子を持ち、育てること（シングルで、あるいは2人で）には賛成。また子育てに必要な支援制度は、婚姻関係にあるカップルと同等のものにすべきと考えます。

しかし、生殖補助医療を利用には様々な課題があり、シングル女性への適用は現在の法制度（民法、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法特例法）と生命倫理をめぐる未整備な状況下では反対。

① 婚姻関係にある女性が、自分以外の卵子／夫以外の精子提供を受けて産んだ子の母は産んだ女性で、父親は女性の夫となる（子の嫡出を否認できない）。一方、シングル女性が精子／卵子提供を受けて産んだ子の母は、そのシングル女性であるが、子の父が誰かを法的に定めることができない。精子提供者の親子関係を否定する法律がないため、精子提供者（生物学的父）も、婚姻外のパートナーもどちらも認知しようと思えば可能。

→生殖補助医療を受けて子をもつシングル女性自身にとっては、父親が誰かは関係ないとしても、子どものアイデンティティ確立にとっては重要な問題と考える。

② 生殖補助医療において、精子・卵子の安全管理の目的のために提供者の感染症・遺伝疾患検査を行う可能性があり、実行可能な技術がある。このことは、着床前の超早期の段階で遺伝病や障害を発見することにつながり、その場合卵子・精子、受精卵（胚）は破棄されていく。着床後に出生前診断で障害が見つかり中絶をするのに比べ、女性にとっての身体的・心理的負担はほぼないと言えるかもしれない。しかし、その手軽さ故に、卵子・精子、受精卵（胚）段階での遺伝病・障害の排除という優生操作が繰り返され、優生思想は強化されていく。

→生まれてくる子が病気や障害のないように、精子や卵子提供の段階から遺伝子の診断や選別が可能な生殖補助医療の技術に対して、現状では何の法規制もない。

民法特例法の基本理念にも「生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ」とあるように、生命操作を可能とする技術に対して幅広い議論の下での規制が必要と考える。そうした準備もなく、生殖補助医療の対象拡大には反対。

- 2 ① 生殖補助医療を使って、子どもを持つことに関しては、Q3の理由¹同様、現段階では反対。加えて、男性カップルが生殖補助医療を使って子を持つためには、第三者の女性に代理懐胎・出産をしてもらうことになり、日本では法的に認められていない。また代理懐胎・出産は、たとえ無償であっても第三者への負担と健康リスク、生まれてくる子の福祉の観点からも望ましくないと考える。有償であれば、ビジネス化し、世界中の貧困女性が巻き込まれることになる。いずれにしても代理母を使った生殖補助医療には反対。
- ② 養子縁組で子を育てる場合は、政府は支援すべきと考える。